

ある日突然、日常が奪われたら・・・拉致された被害者とその家族の人権

拉致されたまま、帰ってこない家族

拉致は、本人が望まないのに連れ去ることです。1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局は、多くの日本人を拉致しました。

今から45年以上前の1977年11月15日の夕方、新潟の街から忽然と姿を消した、横田めぐみさんは、まだ13歳でした。いつものように、朝ご飯を食べて学校へ行き、部活動を終えて、帰ってくるはずでした。めぐみさんがいなくなった日から、家族の生活は一変しました。にぎやかだった食卓は火が消えたようになりました。姿を消して40年以上たった今も、めぐみさんは拉致されたままです。

日本の強い働きかけにより、2002年9月初めて、北朝鮮当局は日本人の拉致を認め、謝罪をしました。そして、日本政府が拉致被害者として認定している17名のうち、5名が帰国することができました。しかし、めぐみさんと同じように、未だ多くの方が拉致されたままです。

拉致問題は、基本的人権を踏みにじる重大な人権侵害です

人は、自由に安心して生きる権利を生まれながらにしてもっています。しかし、拉致された人々は、当たり前前の日常を奪われ、家族から引き離され、望まぬ場所で、望まぬ生活を強いられています。また、残された家族は、大切な家族を突然奪われ、生存の希望をもっても行方が分からないなど、納得できる情報もなく、深い悲しみの中で今も大切な家族の帰りを待っています。

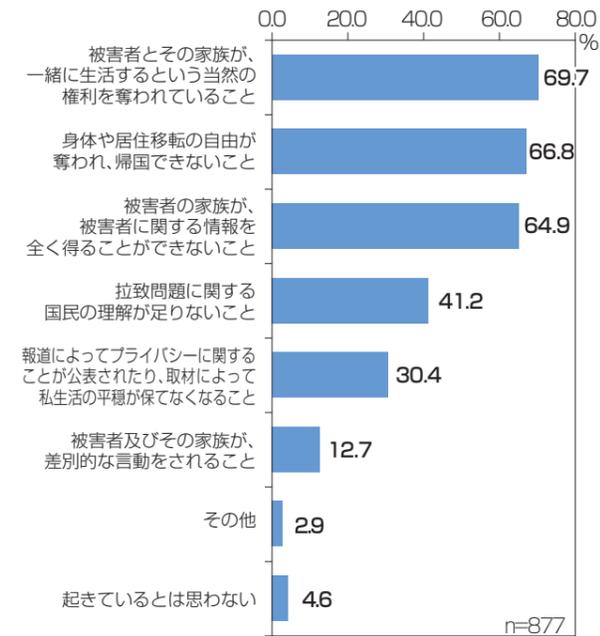
関心を持ち続けよう

拉致の問題は、過去のものではありません。今もなお、救出を待っている人たちがいます。

基本的人権は守られるべきものです。この問題に関心を持ち続け、一日も早く全ての拉致被害者を取り戻すという強い決意を表明することが、この問題の解決への大きな力となります。

なお、拉致問題は、北朝鮮の一般の人々や在日韓国・朝鮮人の人々には何の責任もありません。誤解や偏見からこれらの人々を差別することがないようにしましょう。

北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関して起きていると思う人権問題(複数回答)



(掲載グラフは2022年8～9月 宇土市人権に関する市民意識調査より抜粋。n=877: 調査回答数877票をもとに割合を算出しています。)

(引用文献:「たいせつな人をとり戻すために」政府拉致問題対策本部、参考資料:「[拉致問題]を人権の視点で考える」大阪府人権教育研究協議会、「人権学習ワークシート集Ⅷ」神奈川県教育委員会、「北朝鮮による日本人拉致問題」政府拉致問題対策本部)



国民年金はいつ・どのような時にももらえるの？



国民年金には、65歳からもらえる老齢基礎年金だけでなく、3つの基礎年金給付があります。未納の期間があるため、受給できない場合がありますので期限内の納付をお願いします。

	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
いつ・どのような時？	65歳から生涯受給できます。希望すれば、60歳(繰上げ)から75歳(繰下げ)までいつでも受給できますが、64歳以前は減額され、66歳以降は増額されます。※昭和27年4月1日以前生まれの人は、繰下げの上限は、70歳までとなります。	けがや病気で障害年金の等級1級・2級の状態になったときに現役世代の方も含めて受給できます。※初診日が65歳以前の方の場合	国民年金加入中や老齢基礎年金の受給資格を満たした人などが亡くなったとき、生計維持されていた子のいる配偶者、または子が受給できます。
年金額 (令和6年4月～) *年金額は、毎年度改定されます。	年額:816,000円 (月額68,000円) ※ご自身の年金額がいくらになるのか確認されたい場合は、ねんきんネットをご活用ください。	・1級 年額:1,020,000円 ・2級 年額:816,000円 *1級2級とも、子の加算あり	・配偶者が受ける額 年額:816,000円 +子の加算 ・子が受ける額 基本年額:816,000円 *子が2人以上いるときは加算あり
受給要件	保険料を納めた期間+免除期間が、10年以上あることが必要。 ※受給するためには年金の請求手続きが必要です。 65歳の誕生日約3か月前までに送付される年金請求書を提出してください。	・子の条件 ・18歳になって最初の3月31日までの子 ・20歳未満で障害等級1級または2級に該当する障がいのある子	下記①②の納付要件を満たすことが必要。 ①初診日(遺族基礎年金の場合は死亡日)のある月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。 ②初診日(死亡日)のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。 ※受給要件を満たすのか確認されたい場合は、年金事務所にお問い合わせください。

●年金額を増やしたいときは・・・

・免除期間の保険料を納付(追納)する

保険料免除・猶予の承認期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなります。

追納の場合、10年前までさかのぼって保険料を納めることで老齢基礎年金を増やすことができます。ただし、追納するときは、当時の保険料に加算額がつく場合があります。

・「付加年金保険料」を納付する

毎月の保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納めることで、受給する年金額を増やせます。

・60歳以降に任意加入する

年金を納めることのできなかった期間がある場合に(納付月数480月まで)、60歳以上65歳未満の5年間保険料を納めることができます。

詳しくは熊本東年金事務所へお問い合わせください。



自分の年金について知りたい!

給付金の請求書が欲しい!

年金生活者支援給付金の件でのお問合せ
ねんきんダイヤル ☎0570(05)4092
050で始まる電話の場合 ☎03(5539)2216



年金ポータルサイト



日本年金機構